

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

健康実現えひめ 2010 と健康日本 21

県では、平成 13 年 3 月にすべての県民が心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、第 1 次の県民健康づくり計画「健康実現えひめ 2010」を策定しました。

これは、国において、平成 12 年 3 月に策定された平成 22 年度（後に平成 24 年度まで延長）までの長期的な健康づくり計画である「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を受けたものです。「健康実現えひめ 2010」では国の計画の考え方を基本に、県独自の分野・目標項目を追加し、12 分野で 500 項目を超える壮大なスケールの計画となりました。

また、県計画では、「健康」を単に病気や障害のない状態にとらえるのではなく、たとえ病気や障害などの制約があっても自己実現に向けて前向きに生きる姿勢として考え、計画の名称にも健康実現という言葉を冠しました。

健康実現えひめ 2010 の成果

「健康実現えひめ 2010」は、当初、平成 13 年度～22 年度までの 10 年計画でスタートしましたが、平成 17 年度の間評価による目標値の見直し等を経て、平成 20 年 3 月の計画改定時に、医療費適正化計画等関連計画との整合を図るため、計画期間を平成 24 年度まで 2 年間延長しました。この間、「県民健康づくり運動推進会議」を主な推進母体として、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を最終目的に生活習慣や疾病などの 12 分野において具体的な目標項目を設定し、県民総ぐるみの健康づくり運動を展開してきました。「健康実現えひめ 2010」の計画最終年度にあたる平成 24 年度に行った最終評価では、策定時の値と直近の値とを比較して、全体の 37.4%の項目（再掲の項目を除く）で目標達成または改善傾向との結果が得られました。

これらのことから、12 年間に及ぶ県民総ぐるみの健康づくり運動において「健康実現えひめ 2010」の果たした役割は非常に大きなものであったと考えられます。

健康日本 21（第 2 次）告示

平成 24 年 7 月、厚生労働省は国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針となる「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」を公表しました。国では、平成 24 年度で終了する「健康日本 21」の 12 年間の取り組みから、10 年後を見据えた目指すべき姿や基本的方向性について議論が行われ、「健康日本 21（第 2 次）」の基本的な方向として、今後の目指すべき姿を、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会であるとし、これらを実現するために、次の 5 つを提案しました。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

この5つの考え方に基づき、21世紀のわが国において少子高齢化や疾病構造の変化が進むなかで、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、平成25年度から34年度までの10年間の運動期間として、「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」が推進されることとなりました。

第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」

国の「健康日本21（第2次）」公表を受けて、県では第1次の県民健康づくり計画である「健康実現えひめ2010」の最終評価から得られた成果と課題を基に、県民総ぐるみの健康づくり運動をなお一層充実、発展させるため、平成25年3月に第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」を策定しました。

この新しい県民健康づくり計画は、基本的には国から示された「健康日本21（第2次）」の考え方を踏襲していますが、県の抱える独自の健康課題解決のための考え方や目標を加味したものであり、今後の新しい県民健康づくり運動の指針となるものです。

また、第1次計画における最終評価項目のうち38%（再掲の項目を除く）が評価不能の判定となった反省から、第2次計画において項目を設定するにあたっては、多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づき、かつ、実態の把握が可能な項目を選定して設定しました。

第2次計画の計画期間として設定した平成25年度から35年度までの11年間の運動期間において、第1次計画に引き続き県民健康づくり運動推進会議を主体として、すべての県民が積極的に、かつ、様々な立場の人々と協働して、特に愛媛の文化や愛媛に住む人々のところから生まれる人と人との繋がり（地域力）を大きな力として、新しい時代の健康づくり運動を展開し、すべての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指します。



「えひめ健康づくり 21」の概念図

えがお
やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり
(第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」基本政策2)

全ての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

(1) 健康寿命の延伸・健康格差の縮小

生活の質の向上

社会環境の質の向上

(2)

(3)

(4)

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- がん
- 循環器疾患
- 糖尿病
- COPD
(慢性閉塞性肺疾患)

社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- こころの健康
- 次世代の健康
- 高齢者の健康

健康を支え、守るための社会環境の整備

- 地域の絆による社会づくり

(5)

生活習慣及び社会環境の改善

- 栄養・食生活
- 飲酒

- 身体活動・運動
- 喫煙

- 休養
- 歯・口腔の健康

県民健康づくり運動による具体的取り組み

注：図中の（ ）内の数字は、「県民の健康の増進の推進に関する5つの基本的方向」の番号を示しています。

2 計画の位置づけ

計画の法的根拠と第六次愛媛県長期計画

「えひめ健康づくり 21」は健康増進法第 8 条第 1 項に規定される都道府県健康増進計画であるとともに、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」に基づく県民健康づくり運動の実践計画です。

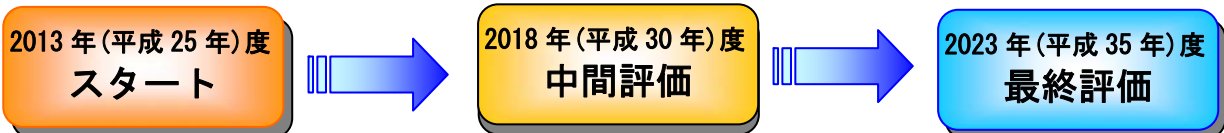
また、「えひめ健康づくり 21」は県、市町、関係機関・団体における事業推進の基本方針としての役割を果たすものであり、特に市町においては健康増進法第 8 条第 2 項の規定により、本計画を勘案して市町健康増進計画を定めることになっています。

3 計画の期間と他計画との関連

計画の期間と評価

「えひめ健康づくり 21」では、平成 25 年度からおおむね 11 年間を目途として目標を設定し、当該目標の達成のための取組を計画的に実施するとともに、目標設定後 6 年を目途に中間評価を、11 年を目途に最終評価を行います。

これは、国が「健康日本 21（第 2 次）」の運動期間をおおむね 10 年間とし、目標設定後 5 年を目途に中間評価、10 年を目途に最終評価を行うとしていることから、今後、国において示される評価をより効果的に県計画へ反映させるため、県計画では中間評価及び最終評価を、それぞれ国よりも 1 年遅く実施することとしたものです。



年度		12	13	—	20	—	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
国	健康日本 21	→ (第 1 次)						→ (第 2 次) H29 中間評価 H34 最終評価											
	全国医療費適正化計画	→ (第 1 期)						→ (第 2 期)											
県	県民健康づくり計画	→ (健康実現えひめ 2010)						→ (えひめ健康づくり 21) H30 中間評価 H35 最終評価											
	愛媛県医療費適正化計画	→ (第 1 期)						→ (第 2 期)											

他計画との関連

「えひめ健康づくり 21」は、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」に基づく県民健康づくり運動の実践計画であり、また、関連するその他の県計画である、地域保健医療計画、医療費適正化計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、がん対策推進計画、歯科保健推進計画、食育推進計画、障害福祉計画、えひめ・未来・子育てプラン、えひめ子ども健康サポート推進計画との調和に配慮して策定されました。

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」

